

## 議案第30号

### 北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議

去る2月7日、北朝鮮は、我が国を始めとする関係諸国の自制の求めにもかかわらず、平成24年12月以来となる「人工衛星」と称する事実上の長距離弾道ミサイルを発射した。

北朝鮮は、本年1月6日にも核実験を実施し、さらに、今回弾道ミサイル発射を強行したことは、一連の国連安全保障理事会決議及び日朝平壤宣言に明確に違反し、6カ国協議共同声明の趣旨にも反する極めて重大な挑発行為であるとともに、国際社会の平和と安全に対する深刻な脅威をもたらし、断じて容認できるものではない。

よって本県議会は、北朝鮮に対して断固抗議し、遺憾の意を強く表明するとともに、日本政府においては、国連安全保障理事会での速やかな協議・決議に向けての対応の強化を始め、国際社会と緊密に連携した制裁措置の徹底など、毅然とした対応を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成28年2月16日

福 島 県 議 会